

地区除外等处理規程

地区除外等処理規程

(摘要)

第 1 条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等については、法令、定款及び規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第 4 条第 1 項本文、同法第 5 条第 1 項本文第 7 3 条第 1 項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第 4 条第 1 項第 5 号もしくは同法第 5 条第 1 項第 3 号の規程による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、別記様式（第 1 号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

(措置)

第 3 条 この土地改良区は、前条の通知があったときはすみやかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員又は転用関係者に対し次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(意見書等の交付等)

第 4 条 この土地改良区は、第 2 条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知のあった日から 30 日以内に、別記様式（第 2 号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第 6 条の規程による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第 4 条第 2 項（同規則第 6 条第 2 項又は第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

2 この土地改良区は、第 2 条の通知で転用届出に係るものがあったときは、遅滞なく別記様式（第 2 号の 2）により受理証明書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第 5 条 転用組合員は、第 2 条の通知に係る土地につき、これを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第 3 号）により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決済)

第 6 条 この土地改良区は、前条の規程により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額は理事会に於いて決定した金額とし、すみやかにその決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の例による。

(会計)

第 7 条 前条の決済金は、転用決済金積立金として処理する。

(準用)

第 8 条 この規程は、農地法に基づく許可又は届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

付 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日より施行する。

この変更規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この変更規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

(様式第1号)

農地転用等の通知書

このたび次の土地について農地法第 条 項第 号の規定による 許可の申請 届出 にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。
なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

平成 年 月 日

転用組合員 住所 _____
氏名 _____ 印

転用関係者 住所 _____
氏名 _____ 印

びわこ揚水土地改良区

理事長 様

記

1 土地

市 郡 町大字

字	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定	備考
				m ²	m ²			

2 位置図

3 農業委員会（都道府県知事）に 転用許可申請書 を提出しようとする日
転用届出書

平成 年 月 日

上記確認済 地区担当理事 _____ 印
地区担当総代 _____ 印
地区担当工区長 _____ 印

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

(様式第2号)

意見書

別紙記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について本土地改良区の意見は
下記のとおりです。

平成 年 月 日

びわこ揚水土地改良区

理事長

印

記

1. 農地転用に伴う措置（規程第3条）等について協議が整い、本土地改良区としてはさしつかえない。
2. 農地転用に伴い次の事項について措置する必要があるが、各記載の理由により協議が整わない。本土地改良区としては、この協議が整えば差し支えない。

事 項	土地改良区の意見	転用者側の主張
①		
②		
③		
④		
⑤		

(備考) 詳細は、別紙資料による。

別 紙 (土地明細書)

(様式第2号の2)

受 理 証 明 書

下記のとおり農地法第 条第 項第 号規定による届出がされることについて
本土地改良区あてその旨の通知があったことを証する。

平成 年 月 日

びわこ揚水土地改良区

理事長

印

記

1 通知者

転用組合員

住 所

氏 名

印

転用関係者

住 所

氏 名

印

2 土 地

市
郡

町大字

字	番地	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備考
				m ²	m ²			

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

(様式第3号)

地区除外申請書

平成 年 月 日通知に係る土地につき、平成 年 月 日以降
これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

平成 年 月 日

転用組合員 住 所 _____

氏 名 _____ 印

転用関係者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

びわこ揚水土地改良区

理事長

様

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用
関係者として連署すること。